

〇〇市（町・村）学童保育条例 【福岡県学童保育連絡協議会試案】

第1条 目的

放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働又は疾病等により保育を必要とする小学校就学児童に対し、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。

この目的を達成するために、本条例は本市（町・村）における設置・運営について定めるとともに、本市（町・村）における児童福祉法第34条の8の2第1項に基づく学童保育の届け出基準を定めるものとする。

第2条 対象児童

（1）権利

本市（町・村）に居住する小学校に就学している児童であって、その保護者が労働又は疾病等のために保育を必要とするものは、授業の終了後及び土曜日、長期休業日に、適切な遊び及び明るく清潔な環境の生活の場を与えられ、かつ、適切な訓練を受けた学童保育支援員の支援により、心身ともに健全に発達する権利を有する。

（2）義務

本市（町・村）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働又は疾病等のために保育を必要とするものを、授業の終了後及び土曜日、長期休業日に、適切な遊び及び明るく清潔な環境の生活の場を与え、かつ、適切な訓練を受けた学童保育支援員を配置した学童保育所で保育しなければならない。

（3）利用要件

次に掲げる各号の要件の一つを満たしている児童は、学童保育所を利用できる

- 一 保護者が労働又は疾病等により保育を必要とする場合
- 二 障がいのある児童であって発達上、支援が必要な場合
- 三 その他、市町村長が必要と認めた場合

第3条 公設学童保育所の設置

（1）設置及び運営

本市（町・村）は、学童保育を実施するための学童保育所を設置し、運営する。公設学童保育所の設置及び運営基準の詳細は別途規則で定める。

第4条 学童保育所の委託

（1）設置及び運営

本市（町・村）が適当と認めるときは、本市（町・村）以外のもので運営する学童保育所に学童保育の実施を委託することができる。

- (2) 前項の委託は、本市（町・村）に届け出済みの学童保育事業者が運営する学童保育所に対しておこなうものとする。詳細は別途施行規則に定める。

第5条 公設学童保育所の利用及び調整・手続き

- (1) 児童を学童保育所に入所させようとする保護者は、本市（町・村）に申請しなければならない。
- (2) 本市（町・村）は、学童保育所の利用について、必要な調整及び斡旋を行うものとする。

第6条 本市（町・村）から学童保育を委託された学童保育事業者の場合の利用及び調整・手続き

- (1) 児童を学童保育所に入所させようとする保護者は、本市（町・村）から学童保育を委託された学童保育事業者が運営する学童保育所に、申請しなければならない。
- (2) 本市（町・村）から学童保育を委託された学童保育事業者が運営する学童保育所は、学童保育所の利用について、必要な調整及び斡旋を行うものとする。

第7条 定員・規模

学童保育所の定員は40名以下とする。40名を超える場合は分割する。ただし、分割をするまでに期間が必要な場合は50名まで受け入れることができるが、1年以内に分割を実施しなければならない。

第8条 開設日・開設時間

(1) 開設日

開設日は学校休業日、及び春・夏・冬期休業・土曜日等の学校休業日とする。（日曜日・祝日・年末年始は除く。）新1年生については、保育所との継続性を考慮し、3月より受け入れてもよい。

(2) 開設時間

開設時間は原則として10時から18時30分とする。ただし学校休業日は8時から18時30分とする。また、実情に応じて延長保育を行うことができる。

第9条 施設設備

(1) 施設

学童保育の実施にあたっては、生活の場としての機能が十分確保される専用の施設または部屋を設ける。

生活室として、児童1人当たり1.65㎡以上を確保し、その他児童の体調不良時に体を休める静養スペース、事務室、収納スペース、調理室を確保すること。

(2) 設備

安全衛生が確保された手洗い場、台所設備、冷蔵庫、トイレ、シャワー、更衣できるスペース、冷暖房器具、電話、換気扇、パソコン等、事業実施に必要なものを整備する。

第10条 学童保育支援員

- (1) 学童保育支援員（以下、「支援員」という）を配置する。
- (2) 一つの学童保育所に対し、常勤の支援員を2名以上複数配置する。
- (3) 特別な支援が必要な児童（発達障がい児・被虐待児・家庭的生育の困難な児童等）の受け入れに当たっては必要な研修を受講し、学校や専門機関、専門家と連携し、個別の援助が必要な場合は支援員を加配する。
- (4) 支援員は国の省令63号第10条のいずれかに該当し、かつ県が行う研修を修了したものであり、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであり、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持の向上に努めるものでなければならない。職務内容、勤務時間、労働条件、就労規則、研修等は、別途施行規則でこれを定める。

第11条 保育（生活）内容

- (1) 児童の発達、最善の利益の保障に努めること。
- (2) 児童の安全・健康・衛生を確保すること
- (3) 児童の安定した生活を保障すること
- (4) 衛生管理に努め、おやつを提供すること
- (5) 学童期にふさわしい活動内容を保障すること
- (6) 家庭との連絡・協力を図ること
- (7) 小学校、児童福祉施設及び関係施設等と密接に連携を図ること
- (8) 地域との交流・協力を努めること

第12条 個別支援を必要とする児童への対応

- (1) 障がいのある児童や被虐待児童、多文化・多言語家庭の児童など、個別の支援を必要とする児童については、受け入れ体制を整備する。
- (2) 受け入れ体制の整備については、別途施行規則で定める。

第13条 保育料

本市（町・村）長（または委託学童保育運営事業者）は、学童保育を利用する保護者から保育料を徴収することができる。保育料は〇〇円とする。ただし母子（父子）家庭や非課税世帯家庭については、一人につき月額〇〇円を減免する。

また、同一世帯から複数の児童が入所する場合にあっては二人目以降の児童について、一人につき月額〇〇円とする。

第14条 保護者との連携

学童保育所は、児童の出欠や心身状況、発達状況など直接の連絡、広報誌、保護者会、個人面談等様々な方法を使って保護者と共通理解を持つ。また、学童保育の状況を積極的に伝え保護者の理解を促し、必要に応じて活動や行事に保護者が参加する機会を設けるなどして、保護者との協力体制を構築する。

保護者会を開催し保護者同士が交流し、互いに協力して子育てできるよう支援する。

第15条 学校及び関係機関・地域との連携

学童保育関係者は個人情報の保護や秘密の保持に十分配慮し、学校及び関係機関と連携を図る。必要に応じて児童相談所、学校及び警察等と連携して対応を図る。

第16条 安全対策・緊急時対応

(1) 安全対策

- 一 施設・設備の定期的な点検、改修、事故・ケガの対応に関するマニュアル作成、支援員の訓練・研修を行う。
- 二 健康管理、食中毒の予防、アレルギー対策などに努める。

(2) 緊急時の対応

犯罪や災害発生時の緊急時の安全確保・危機管理に関するマニュアル作成、保護者との連絡体制を確立し、支援員や児童の訓練・研修を行う。

第17条 監査・指導

本市（町・村）長は、学童保育事業を行うものに対し、必要な報告を求め又は関係者の調査、もしくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を監査できるものとする。監査の結果、問題が見つかった場合は速やかに適切な指導を行う。

第18条 条例の改定

条例の改定に当たっては、学童保育代表者、保護者等の意見を聴取し、児童の権利を阻害しないよう配慮する。

第19条 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、本市（町・村）長が規則で定める。

第20条 附則

この条例は平成27年4月1日より施行する。

〇〇市（町・村）放課後児童健全育成事業実施要項は、廃止する。